



令和8年4月1日から始まります

豊田市

いじめの防止

等に関する条例



全ての子どもが安心して

学び育つ社会の実現に向けて

いじめの防止に
取り組むのは、市民全員です。



↑条文はこちら

「いじめ」とは

子どもに対して、その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的・物理的な影響を与える行為で、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。インターネットを通じて行われる行為も含まれます。

基本理念

いじめの防止等の取組は、全ての子どもが学校、地域等で安心して学び、さまざまな活動に取り組む、育つことができるよう、それぞれの立場で責務を果たし、役割を担い、市全体で積極的に行わなければなりません。

目的は

全ての子どもたちが安心して生活し、健やかに学び育つことができる社会を実現することです。

いじめの防止等の取組

市(教育委員会を含みます)

市全体でいじめの防止等に取り組めるよう必要な施策を行い、関係機関との連携を図ります。



保護者

子どもの良き手本となり、規範意識や思いやる心を育てるとともに、子どもの気持ちを受け止めるよう努めます。



地域住民

地域の子どもの見守り、健全に過ごせる環境づくりに努め、いじめの防止等の取組に協力します。



学校・教職員

保護者や関係機関と連携し、いじめの防止や早期発見に取り組み、いじめの早期解消のために対処します。



子ども

お互いが大切な存在であると考え、いじめをなくすために自分のできることに取り組みます。



事業者

児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりの推進や、いじめの防止、早期発見に努めます。



【問合せ先】

教育部 学校教育課

豊田市青少年相談センター（パルクとよた）

所在地 〒471-0066 豊田市栄町1丁目7番地1

電話 0565-32-6595

メール palctoyota@city.toyota.aichi.jp